

川辺町障害者活躍推進計画

(令和7年3月改訂)

機関名	川辺町(町長部局)
任命権者	川辺町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
川辺町における障がい者雇用に関する課題	<p>川辺町においては、川辺町教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>職員採用の際、採用区分として障がい者を対象とした枠を設けており、受験者に対しては配慮すべき事項を個別に把握しながら、採用試験を実施している。</p> <p>令和6年6月1日現在では、法定雇用率2.8%を達成しているが、令和8年7月以降、地方自治体の法定雇用率は3.0%に引き上げられ、令和10年度からは新たな雇用率が設定される予定であることから、今後も引き続き募集・採用を行っていく必要がある。</p> <p>また、障がい者である職員の定着及び活躍推進のためにも、更なる体制整備や環境整備など各種取組が必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】(各年6月1日時点)</p> <p>(各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないとともに、当該年度に採用した職員の当該年度末における定着率について、前年度を上回る。</p> <p>(評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁内お知らせ等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○新規採用又は部署異動その他必要に応じて面談を行い、職員と業務の適切なマッチングができていないかの点検・検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。 ○障がいの特性や本人からの要望に応じ、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークなど柔軟な働き方を可能とする。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。